様式第９号

**建築（建設）承認申請書**

**正　副**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  泉佐野市長　様  　　　　住所  　申請者  　　　　氏名  （法人にあっては,名称及び代表者の氏名）  電話番号  都市計画法第37条第１号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請します。 | | | ※　手数料欄  　 年 　月 　日  手数料  円  収納済 |
| 開発登録簿の番号 | |  | |
| 建築物又は特定工作物  の敷地の所在及び地番 | |  | |
| 予定建築物等の用途 | |  | |
| 承認を要する理由 | |  | |
|  |  | | |
| ※　受付欄 | ※　承認欄 | | |
|  | 第　　　　　　　　号  　　年　　月　　日  この申請は、次の条件を付けて承認します。  泉　佐　野　市　長　　　　　　　　　　　　　㊞ | | |
| ※　条件欄 | | |
| 条件  　都市計画法第36条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。  （教示）  　この処分に不服があるときは、次のとおり異議申立てをし、又は取消しの訴えをすることができます。  1　この指令書を受け取った日の翌日から起算して90日以内に、行政不服審査法第４条の規定により泉佐野市長に異議申立てをすることができます。（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して90日以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）  ２　この指令書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、泉佐野市を被告として（訴訟において泉佐野市を代表する者は、泉佐野市長となります。）、大阪地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、指令書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、１の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。都市計画法第３６条第３項の規定による工事完了公告の後、建築基準法に基づく完了検査を受けること。 | | |
| ※　備考欄 |
|  |

注意※印の欄あるは記載しないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請代理人住所及び氏名 | 住所  氏名  電話番号 |

（都計法37－1添付用）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

泉佐野市長　様

申請者

住所

　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

建築行為完了前には、都市計画法第36条に基づく完了検査を受けることを誓約いたします。